令和７年８月７日

長野地方最低賃金審議会
　　会長　　山本　恭子　殿

長野地方最低賃金審議会
長野県最低賃金専門部会
部会長　　山本　恭子

長野県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和７年７月３日付け長野地方最低賃金審議会に付託された長野県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、労使の意見がまとまらず、別紙３の公益委員見解を基に別紙１のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙２のとおり令和７年８月４日付け中央最低賃金審議会の「令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和５年10月１日発効の長野県最低賃金（時間額948円）は令和５年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当専門部会の総意として、別紙４のとおり、政府に対して、強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	昆　万佑子
	広瀬純夫
	山本恭子
労働者代表委員	風間拓也
	齋藤政彦
	竹村　進
使用者代表委員	犛山典生
	鈴木幸一
	中村正人

別紙１

長野県最低賃金

１　適用する地域

長野県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間1,061円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和７年10月３日

別紙２

長野県最低賃金と生活保護との比較について

１　地域別最低賃金

（１）件　　名　　長野県最低賃金

（２）最低賃金額　　時間額９４８円

（３）発　効　日　　令和５年10月１日

２　生活保護水準

（１）比較対象者

18～19歳・単身世帯者

（２）対象年度

令和５年度

（３）生活保護水準（令和５年度）

生活扶助基準(第１類費＋第２類費＋期末一時扶助費)の長野県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,121円）

３　生活保護に係る施策との整合性について

上記１の（２）に掲げる金額の１箇月換算額（注）と上記２の（３）に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）１箇月換算額

948円（長野県最低賃金）×173．8（一箇月平均法定労働時間数）

×0．807（可処分所得の総所得に対する比率）＝132,963円

※令和７年７月22日開催の中央最低賃金審議会第２回目安に関する小委員会配付資料で示された比率

別紙３

長野県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解

１　長野県の経済情勢は、日銀松本支店が７月１日に発表した企業短期経済観測調査によると、業況判断D.I.（全産業）はプラス３で企業の業況感は「幾分改善している。」としている。

また、財務省関東財務局が７月29日に発表した管内経済情勢報告によると、長野県の総括判断は「持ち直している」としている。

賃金改定状況調査結果第４表①「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」の令和７年のＢランクの賃金上昇率は2.9%と、令和６年の2.4%から0.5ポイント上昇している。また、長野県（産業労働部）発表の令和７年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果における平均賃上率は3.83%と前年同期より0.02ポイント上回っている。

雇用情勢としては、直近の令和７年６月末現在において1.26倍（全国19位）と高倍率で推移しており、「雇用情勢は、堅調に推移している。ただし、物価上昇等が雇用に与える影響を注視する必要がある。」としている。

２　こうした経済情勢等を踏まえ、今年度の長野県最低賃金額改定に際し、当審議会に提出された各種統計資料及び労使双方の具体的な主張を鑑みれば、労使双方が最終的に提示した改定額に開きがあったものの、双方の考え方は十分に理解できるものである。

３　本部会として最終的に取りまとめに向けて検討すると、今年度の中央最低賃金審議会の目安は、最低賃金法第９条第２項の３要素、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視し、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意した上で、地域間格差への配慮等、諸般の事情を総合的に勘案し取りまとめたものであり、当審議会としても尊重すべきものと考える。

４　今年度の引上げ額の目安は、時間額表示となった平成14年度以降で最も高い、Ａランク・Ｂランクで63円、Ｃランクで64円となり、長野県を含むＢランクも同じく過去最高額であることから、改定に際しては県内企業の経営状況等も考慮する必要がある。

5　本部会としては、中央最低賃金審議会の目安に関する考え方を基準とし、県内企業の経営状況や県内事業者の賃金支払能力等を踏まえつつも、消費者物価指数が高く推移している状況や、長野県の春闘結果を勘案し、目安額（63円）で改定すべきと考える。

6　発効日については、最低賃金制度の趣旨にかんがみ、令和７年10月３日とするが、来年度は、発効日についても十分に議論を行うこととする。

7　以上のことから公益委員としては、現行の長野県最低賃金の時間額998円を63円引上げて「1,061円」とし、発効日は令和７年10月３日とするのが相当であることを見解として提示する。

　公益委員としては、労使双方とも公益委員見解を尊重し、全会一致での結審を期待する。

8　なお、当部会として、別紙のとおり、政府に対して、強く要望する。

別　紙

長野県最低賃金専門部会の政府に対する要望について

1　中小企業･小規模事業者の労務費･原材料費･エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。

2　中小企業･小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業･小規模事業者が活用できるように周知広報の強化及び制度の拡充を図ること。

さらに、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業･小規模事業者が申請を断念されることのないよう、申請手続等の簡略化に努めること。

3　労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁･支援パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。

4　地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。

別紙４

長野県最低賃金専門部会総意の政府に対する要望について

1　中小企業･小規模事業者の労務費･原材料費･エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。

さらに、ＢｔｏＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。

2　中小企業･小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業･小規模事業者が活用できるように周知広報の強化及び制度の拡充を図ること。

さらに、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業･小規模事業者が申請を断念されることのないよう、申請手続等の簡略化に努めること。

3　労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁･支援パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。

4　地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。